



島根県報

平成24年3月30日（金）

第2,379号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体及び全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について	（財 政 課）	2
西日本宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体及び西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更について	（ " ）	2
生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	5
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	5
生活保護法の規定による指定医療機関の事業休止の届出	（ " ）	6
生活保護法の規定による指定介護機関の名称及び所在地変更の届出	（ " ）	6
救急病院の指定	（医 療 政 策 課）	6
島根県農林水産業共同研究等取扱要綱の一部改正	（農林水産総務課）	7
換地計画書の縦覧	（農 村 整 備 課）	7
解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	8
保安林予定森林（2件）	（ " ）	8
第11次鳥獣保護事業計画の公表	（ " ）	9
特定鳥獣保護管理計画の公表	（ " ）	9
特定鳥獣の捕獲等をする期間の延長	（ " ）	9
特定鳥獣の捕獲等の数の制限の解除及び猟法の禁止の一部解除	（ " ）	10
都市計画変更の図書の縦覧	（都 市 計 画 課）	11
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	（建 築 住 宅 課）	11
島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料の一部改正	（ " ）	12

【訓 令】

島根県職員服務規程の一部改正	（人 事 課）	13
----------------	---------	----

【公 告】

肥料の登録	（食料安全推進課）	16
島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	（水 産 課）	16
都市計画変更の図書の縦覧	（都 市 計 画 課）	19
平成24年度における宅地建物取引業法の規定に基づく講習	（建 築 住 宅 課）	19

【雑 報】

公営住宅法の規定による県営住宅及び共同施設の管理の実施	（建 築 住 宅 課）	19
公営住宅法の規定による浜田市営住宅又は共同施設の管理の実施	（ " ）	20

告 示**島根県告示第187号**

熊本市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に熊本市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「相模原市」の下に「、熊本市」を加える。

第6条中「委員九人」を「委員十人」に改める。

附 則

- 1 この規約は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規約による変更後の規約（以下「変更後の規約」という。）第8条第1項の規定により平成25年 3 月 31 日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第8条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。

島根県告示第188号

熊本市を西日本宝くじ事務協議会に加えるとともに、西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

西日本宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に熊本市を加え、これに伴い西日本宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条中「広島市及び岡山市」を「広島市、岡山市及び熊本市」に改める。

第6条中「委員二十一人」を「委員二十二人」に改める。

第17条第2項中「広島県及び岡山県」を「広島県、岡山県及び熊本県」に改め、「岡山市に」の下に「、熊本県にあつては熊本県知事及び熊本市長の協議により定めた割合をもつて熊本県及び熊本市に」を加える。

附 則

この規約は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

島根県告示第189号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成24年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
福庭内科医院	松江市殿町383番地 山陰中央ビル5 F	平成24年 1 月 1 日

医療法人 石原医院分院	仁多郡奥出雲町下横田421-1	平成24年1月1日
町立馬木診療所	仁多郡奥出雲町大馬木1922番地13	平成24年1月1日
日本調剤 出雲薬局	出雲市灘分町586番地	平成24年3月12日

島根県告示第190号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人 豊心会	松江市西浜佐陀町1399 -34	居宅介護支援	明翔苑居宅介護支 援事業所	松江市西浜佐陀 町1399-34	平成24年3月13日
株式会社 園山 設備	出雲市白枝町797番地 11	通所介護	デイサービス M I L K 富 ロング ラフ	出雲市斐川町富 村1465-1	平成24年2月25日
株式会社 園山 設備	出雲市白枝町797番地 11	介護予防通所介護	デイサービス M I L K 富 ロング ラフ	出雲市斐川町富 村1465-1	平成24年2月25日
株式会社 園山 設備	出雲市白枝町797番地 11	訪問介護	ヘルパーステーシ ョン M I L K	出雲市斐川町富 村1465-1	平成24年2月25日
株式会社 園山 設備	出雲市白枝町797番地 11	介護予防訪問介護	ヘルパーステーシ ョン M I L K	出雲市斐川町富 村1465-1	平成24年2月25日
医療法人同仁会	松江市宍道町白石129 番地1	通所介護	こなん通所介護	松江市宍道町白 石129番地1	平成24年2月21日
医療法人同仁会	松江市宍道町白石129 番地1	介護予防通所介護	こなん通所介護	松江市宍道町白 石129番地1	平成24年2月21日
社会福祉法人 壽光会	出雲市湖陵町差海318 番地1	短期入所生活介護	特別養護老人ホー ム 湖水苑	出雲市湖陵町差 海318番地1	平成24年2月28日
株式会社 ひよ うま	益田市高津7丁目11番 14号	認知症対応型共同 生活介護	グループホーム ひなたぼっこ・西 川津	松江市西川津町 2663番地2	平成24年3月7日
株式会社 ひよ うま	益田市高津7丁目11番 14号	介護予防認知症対 応型共同生活介護	グループホーム ひなたぼっこ・西 川津	松江市西川津町 2663番地2	平成24年3月7日
株式会社 ひよ うま	益田市高津7丁目11番 14号	認知症対応型共同 生活介護	グループホーム ひなたぼっこ・相 生	浜田市相生町 1445番地2	平成24年3月7日
株式会社 ひよ うま	益田市高津7丁目11番 14号	介護予防認知症対 応型共同生活介護	グループホーム ひなたぼっこ・相 生	浜田市相生町 1445番地2	平成24年3月7日

株式会社 もくれん	出雲市松寄下町1286-1	通所介護	デイサービスもくれん・荒茅	出雲市荒茅町2780-32	平成24年3月6日
株式会社 もくれん	出雲市松寄下町1286-1	介護予防通所介護	デイサービスもくれん・荒茅	出雲市荒茅町2780-32	平成24年3月6日
株式会社 ユニティー	松江市玉湯町湯町190-1	通所介護	心暖デイサービスセンター	松江市玉湯町湯町190-1	平成24年2月10日
株式会社 ユニティー	松江市玉湯町湯町190-1	介護予防通所介護	心暖デイサービスセンター	松江市玉湯町湯町190-1	平成24年2月10日
益美コンサルタント株式会社	益田市美都町仙道915番地1	認知症対応型共同生活介護	益美コンサルタント株式会社 介護事業部 グループホームあんず	益田市美都町仙道681番地2	平成24年2月27日
益美コンサルタント株式会社	益田市美都町仙道915番地1	介護予防認知症対応型共同生活介護	益美コンサルタント株式会社 介護事業部 グループホームあんず	益田市美都町仙道681番地2	平成24年2月27日
やすぎ農業協同組合	安来市飯島町1205番地1	通所介護	J Aやすぎデイサービスセンターふれあい	安来市飯島町1205番地1	平成24年2月6日
やすぎ農業協同組合	安来市飯島町1205番地1	介護予防通所介護	J Aやすぎデイサービスセンターふれあい	安来市飯島町1205番地1	平成24年2月6日
株式会社 F r o m ハート	浜田市田町1461-10	訪問介護	ハート介護センター	浜田市田町1461-10	平成24年2月27日
株式会社 F r o m ハート	浜田市田町1461-10	介護予防訪問介護	ハート介護センター	浜田市田町1461-10	平成24年2月27日
株式会社 中林建築設計事務所	出雲市今市町北本町5丁目4番地3	通所介護	介護予防センター 早稲田イーライフきらり	出雲市湖陵町二部1192-1	平成24年3月8日
株式会社 中林建築設計事務所	出雲市今市町北本町5丁目4番地3	介護予防通所介護	介護予防センター 早稲田イーライフきらり	出雲市湖陵町二部1192-1	平成24年3月8日
有限会社 ファルテック	松江市本庄町531	居宅療養管理指導	ハーブ薬局 本庄店	松江市本庄町531	平成24年3月9日
有限会社 ファルテック	松江市本庄町531	介護予防居宅療養管理指導	ハーブ薬局 本庄店	松江市本庄町531	平成24年3月9日
医療法人 石原医院分院	仁多郡奥出雲町下横田421-1	居宅療養管理指導	医療法人 石原医院分院	仁多郡奥出雲町下横田421-1	平成24年1月1日
医療法人 石原医院分院	仁多郡奥出雲町下横田421-1	介護予防居宅療養管理指導	医療法人 石原医院分院	仁多郡奥出雲町下横田421-1	平成24年1月1日
奥出雲町長	仁多郡奥出雲町三成358番地1	居宅療養管理指導	町立馬木診療所	仁多郡奥出雲町大馬木1922番地	平成24年1月1日

				13	
奥出雲町長	仁多郡奥出雲町三成 358番地1	介護予防居宅療養 管理指導	町立馬木診療所	仁多郡奥出雲町 大馬木1922番地 13	平成24年1月1日
有限会社 デイ リー	安来市広瀬町広瀬1875 -1	福祉用具貸与	有限会社 デイリ ー	安来市広瀬町広 瀬1875-1	平成24年3月1日
有限会社 デイ リー	安来市広瀬町広瀬1875 -1	介護予防福祉用具 貸与	有限会社 デイリ ー	安来市広瀬町広 瀬1875-1	平成24年3月1日
有限会社 デイ リー	安来市広瀬町広瀬1875 -1	特定福祉用具販売	有限会社 デイリ ー	安来市広瀬町広 瀬1875-1	平成24年3月1日
有限会社 デイ リー	安来市広瀬町広瀬1875 -1	特定介護予防福祉 用具販売	有限会社 デイリ ー	安来市広瀬町広 瀬1875-1	平成24年3月1日
株式会社 フル ケア	広島県広島市西区南観 音7丁目13番20号ひら いちビル301号室	特定福祉用具販売	株式会社 フルケ ア 山陰営業所	出雲市知井宮町 185番地	平成24年2月24日
株式会社 フル ケア	広島県広島市西区南観 音7丁目13番20号ひら いちビル301号室	特定介護予防福祉 用具販売	株式会社 フルケ ア 山陰営業所	出雲市知井宮町 185番地	平成24年2月24日

島根県告示第191号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
福庭内科医院	松江市殿町383番地 山陰中央ビル5F	平成24年1月1日
石原医院分院	仁多郡奥出雲町下横田421-1	平成24年1月1日
吉岡医院	雲南市三刀屋町三刀屋68-1	平成23年12月31日
心療内科漢方松江駅前クリニック	松江市東朝日町136番地2	平成24年2月1日

島根県告示第192号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
医療法人同仁 会	松江市宍道町白石 129番地1	通所リハビリテー ション	こなんホスピタル 通所リハビリテー	松江市宍道町白石 129番地1	平成23年9月30日

			ション事業所		
寺井 洋	仁多郡奥出雲町下 横田421-1	居宅療養管理指導	石原医院分院	仁多郡奥出雲町下 横田421-1	平成24年 1 月 1 日
寺井 洋	仁多郡奥出雲町下 横田421-1	介護予防居宅療養管 理指導	石原医院分院	仁多郡奥出雲町下 横田421-1	平成24年 1 月 1 日
吉岡 孝樹	雲南市三刀屋町三 刀屋68-1	居宅療養管理指導	吉岡医院	雲南市三刀屋町三 刀屋68-1	平成23年12月31日
吉岡 孝樹	雲南市三刀屋町三 刀屋68-1	介護予防居宅療養管 理指導	吉岡医院	雲南市三刀屋町三 刀屋68-1	平成23年12月31日

島根県告示第193号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	休止年月日
栢木歯科医院	飯石郡飯南町野萱805	平成23年 6 月 16 日

島根県告示第194号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所				変更年月日
名称	主たる事務所の 所在地		名称		所在地		
			変更前	変更後	変更前	変更後	
株式会社 ルケア	広島市西区南観 音7丁目13番20 号	福祉用具貸与 介護予防福祉用 具貸与	株式会社フ ルケア成和 島根福祉事 業所	株式会社フ ルケア 山 陰営業所	出雲市浜 町218-1	出雲市知 井宮町185	平成22年11月 1 日

島根県告示第195号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院に該当すると認められたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成24年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名称	所在地	認定期間
大田市立病院	大田市大田町吉永1428番地 3	平成24年 3 月 30 日から 平成27年 3 月 29 日まで

島根県告示第196号

島根県農林水産業共同研究等取扱要綱（平成3年島根県告示第244号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1条の2中「次に掲げる機関」を「島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）に規定する課に置かれる室及び地方機関のうち次に掲げるもの」に改め、同条第1号中「食料安全推進課」を「食料安全推進課家畜病性鑑定室」に改める。

第2条中「研究を委託しようとする研究機関」を「、農業技術センター以外の研究機関にあつては当該研究機関」に改め、「知事に」の次に「、農業技術センターにあつては農業技術センターの長に、それぞれ」を加える。

第3条中「知事は、前条の研究委託申請書が提出されたとき」を「前条の申請を受理した知事又は農業技術センターの長（以下この章において「知事等」という。）」に改める。

第4条から第6条までの規定、第7条の2及び第8条中「知事」を「知事等」に改める。

第9条第1項中「島根県職員勤務発明規程（昭和32年島根県訓令第11号）」を「島根県職員の職務発明等に関する規程（平成16年島根県訓令第3号）」に改め、同条第2項中「知事」を「知事等」に改める。

第11条中「共同研究を行おうとする研究機関」を「、農業技術センター以外の研究機関にあつては当該研究機関」に改め、「知事に」の次に「、農業技術センターにあつては農業技術センターの長に、それぞれ」を加える。

第12条中「知事は、前条の共同研究実施申請書の提出があつたとき」を「前条の申請を受理した知事又は農業技術センターの長（以下この章において「知事等」という。）」に改める。

第13条中「知事」を「知事等」に改める。

第14条第1項中「により知事」を「により知事等」に改め、同条第2項中「共同研究者等」を「共同研究者又は共同研究者に属する職員（次条において「共同研究者等」という。）」に、「島根県職員勤務発明規程」を「島根県職員の職務発明等に関する規程」に改める。

第15条第2項中「共同研究者又は共同研究者に属する職員（以下「共同研究者等」という。）」を「共同研究者等」に改め、同条第4項中「知事」を「知事等」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「島根県知事 様」を「 様」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの告示による改正前の島根県農林水産業共同研究等取扱要綱第2条又は第11条の規定により知事に対してなされた申請で、施行日以後は農業技術センターの長が契約を締結することとなる研究に係るものは、この告示による改正後の島根県農林水産業共同研究等取扱要綱第2条又は第11条の規定により農業技術センターの長に対してなされた申請とみなす。

島根県告示第197号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条第1項の規定により、次の者から換地計画の認可の申請があり、同法第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により審査した結果これを適当と決定したので、同法第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により

次のとおり縦覧に供する。

なお、当該決定に異議がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して申し出ることができる。

平成24年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体名	換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
奥出雲町	金川地区	換地計画書の写し	平成24年 3 月 30 日から 21日間	奥出雲町役場

島根県告示第198号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

雲南市大東町小河内字藪ヶ廻838－5、838－6、字小堀951－4、字ノボンダ952、954－2、字向ノボン田953－2、953－3、字ノロエ下モ1052－2

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第199号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

松江市八雲町西岩坂2627－1、3316、3319、3320、4646－1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第200号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

松江市八雲町西岩坂3391

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第201号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により、第11次鳥獣保護事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示する。

なお、当該鳥獣保護事業計画は、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁、各農林振興センター及び各農林振興センター各事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第202号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定により、特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画、特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画及び特定鳥獣（ツキノワグマ）保護管理計画を定めたので、同条第8項において準用する同法第4条第5項の規定により告示する。

なお、当該特定鳥獣保護管理計画は、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁、各農林振興センター及び各農林振興センター各事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第203号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項の規定により、次のとおり特定鳥獣の捕獲等をする期間を延長する。

平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 特定鳥獣の種類
イノシシ、ニホンジカ
- 2 期間の延長を行う区域
次の区域を除く県内の区域
 - (1) 海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町
 - (2) 国指定鳥獣保護区
- 3 期間の延長を行う期間
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
- 4 期間の延長の内容
 - (1) 延長前の期間
11月15日から翌年の2月15日まで
 - (2) 延長後の期間
11月1日から翌年の2月末日まで

島根県告示第204号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定により、特定鳥獣の捕獲等の数の制限の解除及び猟法の禁止の一部解除を次のとおり行う。

平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 捕獲等の数の制限の解除
 - (1) 特定鳥獣の種類
ニホンジカ
 - (2) 解除を行う区域
次の区域を除く県内の区域
 - ア 海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町
 - イ 国指定鳥獣保護区
 - (3) 解除を行う期間
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
 - (4) 解除の内容
 - ア 解除前の数の制限
1日当たり1頭
 - イ 解除後の数の制限
制限なし
- 2 猟法の禁止の一部解除
 - (1) 特定鳥獣の種類
イノシシ、ニホンジカ
 - (2) 一部解除を行う区域
次の区域を除く県内の区域
 - ア 海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町

イ 国指定鳥獣保護区

(3) 一部解除を行う期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

(4) 一部解除の内容

ア 一部解除前の禁止する猟法

くくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるもの）を使用する方法

イ 一部解除後の禁止する猟法

くくりわな（輪の直径が15センチメートルを超えるもの）を使用する方法

島根県告示第205号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路

2 都市計画を変更する土地の区域

松江市玉湯町布志名、玉湯町湯町、玉湯町玉造、東出雲町揖屋、東出雲町錦新町一丁目、二丁目、五丁目から八丁目まで、東出雲町出雲郷及び東出雲町下意東

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

島根県告示第206号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成22年島根県告示第102号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「

		昭和54	0.92 (第312号の住戸に あつては、0.94)
--	--	------	----------------------------------

表松江市の項中

を

」

「

		昭和54	0.91 (第312号の住戸に あつては、0.93)
--	--	------	----------------------------------

に、「高層耐火構造5階建」を「中層

」

耐火構造5階建」に改め、表浜田市の項中「第116号」を「第115号及び第116号」に、

「

		昭和63	0.95	を
--	--	------	------	---

」

「

		昭和63	0.95	に改め、表大田市の項中「第213号」を
		(第414号の住戸にあっては、0.97)		

」

を「第113号及び第213号」に改め、表江津市の項中「第113号」を「第111号及び第113号」に、

「

	江津中央	中層耐火構造 4 階建	平成19	0.99	を
--	------	-------------	------	------	---

」

「

	江津中央	中層耐火構造 4 階建	平成19	0.99	に改め、表飯石郡飯南町
	東高浜	中層耐火構造 4 階建	平成22	1.00	

」

「

の項中

			平成22	を
--	--	--	------	---

」

「

			平成22	に改める。
		木造 2 階建	平成23	

」

島根県告示第207号

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料（平成22年島根県告示第177号）の一部を次のように改正し、平成24年 4 月 1 日から施行する。

平成24年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表松江市の項中

八重垣団地	— (630円)	を
-------	-------------	---

」

「

八重垣団地	1,575円	に、
-------	--------	----

」

「

揖屋団地	— (525円)	を
------	-------------	---

」

「

揖屋団地	1,470円	に改め、表江津市の項中
------	--------	-------------

「

江津中央団地	1,575円	を
--------	--------	---

」

「

江津中央団地	1,575円	に改める。
東高浜団地	1,470円	

」

訓 令

島根県訓令第3号

本 庁
地方機関

島根県職員服務規程（昭和46年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成24年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第4条第2項中「なつ印」を「押印」に改める。

第14条の3第1項中「第9条」を「第19条第1項」に、同条第4項中「前条第3項」を「前条第4項」に改める。

第28条第2項及び第3項中「情報政策課を経由して」を削る。

第29条第2項後段を削る。

第33条を次のように改める。

（当直員の勤務時間）

第33条 当直員の勤務時間は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時間とする。

- (1) 宿直 午後5時15分から翌日の午前8時30分まで
- (2) 日直 午前8時30分から午後5時15分まで

様式第3号の3及び様式第3号の6の注意の1中「書類」の次に「（医師、助産師等が作成する出生証明書の写し、母子健康手帳の出生届出済証明書の写し等）」を加える。

様式第3号の8の注の1中「書類」の次に「（医師、助産師等が作成する出生証明書の写し、母子健康手帳の出生届出済証明書の写し等）」を加える。

様式第12号中

「

人事課使用欄		情報政策課使用欄		所属確認欄	

」

を

「

人事課使用欄			所属確認欄		

J

に改める。

様式第15号を次のように改める。

様式第15号（第41条関係）

火 気 点 検 簿

年月日	年 月 日 ()			最 終	Ⓜ	
点検時刻	時 分			退庁者		
点 検 事 項	火器等	個数	処置時間	処 置		所属長
	ストーブ					
	電熱器					
	コーヒーメーカー等					火元取締責任者
備考						

※窓の施錠、消灯等も確認すること。

年月日	年 月 日 ()			最 終	Ⓜ	
点検時刻	時 分			退庁者		
点 検 事 項	火器等	個数	処置時間	処 置		所属長
	ストーブ					
	電熱器					
	コーヒーメーカー等					火元取締責任者
備考						

※窓の施錠、消灯等も確認すること。

年月日	年 月 日 ()			最 終	Ⓜ	
点検時刻	時 分			退庁者		
点 検 事 項	火器等	個数	処置時間	処 置		所属長
	ストーブ					
	電熱器					
	コーヒーメーカー等					火元取締責任者
備考						

※窓の施錠、消灯等も確認すること。

年月日	年 月 日 ()			最 終	Ⓜ	
点検時刻	時 分			退庁者		
点 検 事 項	火器等	個数	処置時間	処 置		所属長
	ストーブ					
	電熱器					
	コーヒーメーカー等					火元取締責任者
備考						

※窓の施錠、消灯等も確認すること。

年月日	年 月 日 ()			最 終	⑩
点検時刻	時 分			退庁者	
点 検 事 項	火器等	個数	処置時間	処 置	所属長
	ストーブ				
	電熱器				
	コーヒーメーカー等				火元取締責任者
備考					

※窓の施錠、消灯等も確認すること。

年月日	年 月 日 ()			最 終	⑩
点検時刻	時 分			退庁者	
点 検 事 項	火器等	個数	処置時間	処 置	所属長
	ストーブ				
	電熱器				
	コーヒーメーカー等				火元取締責任者
備考					

※窓の施錠、消灯等も確認すること。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他 の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成24年3 月30日	島肥登第 406号	乾燥菌体肥 料	7.0乾燥酵 母肥料3号	窒素全量 7.0	公定規 格のと おり	日本製紙ケミカル株式会社 東京都千代田区一ツ橋一丁目2番 2号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県水産業は、海面漁業生産量で12万9千トン（平成21年）、生産額で224億円（平成20年）の漁獲実績を有し、漁業就業者は3,689人（平成20年）となっている。また、主要漁業生産基地及び周辺域における水産加工業も盛んであり、沿海域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は、食料供給、本県の均衡ある発展及び定住のために極めて重要な産業であり、今後とも永続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県沖合域には対馬暖流の主軸をなす第2分支流が、沿岸域には第1分支流が流れ、また、海底地形は県西部で大陸棚が大きく広がり、東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、「山陰」、「隠岐北西」及び「島根」の各冷水性の渦動域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であったまいわし資源が急激に減少し、また、かれい類等の漁業経営上重要な資源についても低水準又は減少傾向にあり、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等より適切な保存管理措置の実施が必要となってきた。

(3) 県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（以下「法」という。）第2条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第3条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措

置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

- (5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- (6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。
- (8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限量制度においては他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

第一種特定海洋生物資源の種類	平成23年1月から12月まで（ずわいがに、まさば及びごまさばについては、平成23年7月から平成24年6月まで）の知事管理量	平成24年1月から12月まで（ずわいがに、まさば及びごまさばについては、平成24年7月から平成25年6月まで）の知事管理量
まいわし	若干	若干
まさば及びごまさば	22,000トン	
まあじ	37,000トン	30,000トン
するめいか	若干	若干
ずわいがに	若干	

注 まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。

なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第一種特定海洋生物資源の種類	第一種特定海洋生物資源の採捕の種類	平成23年1月から12月まで（まさば及びごまさばについては、平成23年7月から平成24年6月まで）の知事管理量	平成24年1月から12月まで（まさば及びごまさばについては、平成24年7月から平成25年6月まで）の知事管理量
まいわし	中型まき網漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	21,000トン	
まあじ	中型まき網漁業	34,000トン	28,000トン

注 まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策

- (1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。
- (2) 第一種特定海洋生物資源ごとに以下のとおり実施する。

【まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が採捕の種類ごとに定めた知事管理量を上回ることはないよう努めるものとする。特にまいわしについては資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。特にまいわしについては資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が增大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取組みを強化する。
- (2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。
- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進める。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成24年3月30日

島根県知事 溝口善兵衛

1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路

2 都市計画を変更する土地の区域

松江市玉湯町布志名、玉湯町湯町、玉湯町玉造、春日町、奥谷町、石橋町、北堀町、黒田町、内中原町、砂子町、外中原町、東出雲町掛屋、東出雲町錦新町七丁目及び東出雲町下意東

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

平成24年度における宅地建物取引業法の規定に基づく講習の指定（昭和56年島根県告示第526号）により指定した講習は次のとおりである。

平成24年 3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 主催者の名称、住所及び連絡先

社団法人島根県宅地建物取引業協会 松江市寺町210-1 0852-23-6728

2 開催日時並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	時 間	会 場 名	所 在 地
平成24年 7月 6日（金）	午前 9時50分から午後 4時10分まで	浜田建設会館	浜田市原井町908-28
平成24年 7月20日（金）	午前 9時50分から午後 4時10分まで	ホテル宍道湖	松江市西嫁島 2-10-16
平成25年 1月11日（金）	午前 9時50分から午後 4時10分まで	浜田建設会館	浜田市原井町908-28
平成25年 1月18日（金）	午前 9時50分から午後 4時10分まで	ホテル宍道湖	松江市西嫁島 2-10-16

3 受講料

11,000円

雑**報**

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、島根県に代わって県営住宅又は共同施設を次のとおり管理することとしたので、同条第2項の規定により公告する。

平成24年 3月30日

島根県住宅供給公社理事長 錦 織 厚 雄

1 島根県に代わって県営住宅又は共同施設の管理を代行する地方住宅供給公社の名称

島根県住宅供給公社

2 島根県に代わって管理を行う県営住宅又は共同施設の名称

県営住宅（隠岐郡に所在するものを除く。）及びその共同施設

3 島根県に代わって行う県営住宅又は共同施設の管理の内容

(1) 島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第4条第1項	入居者の公募の方法に関する事務
第5条	公募の例外に関する事務
第6条第3項及び第4項	入居資格の調査に関する事務
第7条	入居の申込み及び決定に関する事務
第8条	入居者の選考に関する事務
第9条	入居補欠者決定に関する事務
第10条	入居の手続に関する事務
第11条	入居の承継に関する事務
第16条	県営住宅及び共同施設の修繕及び修繕費用の負担に関する事務
第20条	県営住宅の他用途への併用の承認に関する事務

第21条	県営住宅の模様替（増築）の承認に関する事務
第21条の3	県営住宅の使用中断の届出の受理に関する事務
第22条	県営住宅の同居の承認に関する事務
第24条第1項	県営住宅の入居期間の通算に関する事務
第29条	県営住宅の立退手続に関する事務
第30条	県営住宅の明渡請求に関する事務
第31条	収入超過者に対する他の住宅のあっせんに関する事務
第32条第1項から第3項まで	高額所得者に対する明渡請求に関する事務
第47条	県営住宅の入居者駐車場の使用許可に関する事務
第49条	県営住宅の入居者駐車場の使用の申込み及び許可等に関する事務
第51条第1項、第3項及び第4項	県営住宅の入居者駐車場の許可の取消しに関する事務
第64条第2項	県営住宅の入居者駐車場の禁止行為に対する措置に関する事務
第67条	住宅管理人に関する事務

- (2) 県営住宅の家賃及び入居者駐車場の使用料の収納に関する業務
- (3) 県営住宅の家賃及び入居者駐車場の使用料の納付指導に関する業務
- (4) 県営住宅駐車場管理組合に関する業務

4 島根県に代わって県営住宅又は共同施設の管理を行う期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの期間

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、浜田市に代わって市営住宅又は共同施設を次のとおり管理することとしたので、同条第2項の規定により公告する。

平成24年3月30日

島根県住宅供給公社理事長 錦 織 厚 雄

1 浜田市に代わって市営住宅又は共同施設の管理を代行する地方住宅供給公社の名称

島根県住宅供給公社

2 浜田市に代わって管理を行う市営住宅又は共同施設の名称

市営緑ヶ丘住宅外19住宅（災害特別住宅を除く。）及びその共同施設

3 浜田市に代わって行う市営住宅又は共同施設の管理の内容

- (1) 浜田市営住宅条例（平成17年浜田市条例第247号）に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第4条第1項及び第2項	入居者の公募の方法に関する事務
第5条	公募の例外に関する事務
第8条	入居の申込み及び決定に関する事務
第9条	入居の選考に関する事務
第10条	入居補欠者決定に関する事務
第11条	入居の手続きに関する事務
第12条	市営住宅の同居承認に関する事務
第13条	入居の承継に関する事務

第21条	市営住宅等の修繕費用の負担に関する事務
第25条	市営住宅不在届に関する事務
第27条	市営住宅の他用途併用承認に関する事務
第28条	市営住宅の様替（増築）承認に関する事務
第32条第1項、第2項、第4項	高額所得者に対する明渡請求に関する事務
第34条	収入超過者に対する他の住宅のあっせんに関する事務
第35条第1項	入居期間の通算に関する事務
第41条第1項、第5項及び第6項	市営住宅の明渡請求に関する事務
第43条	市営住宅管理人に関する事務

(2) 浜田市営住宅の家賃の収納に関する事務

(3) 浜田市営住宅の家賃の納付指導に関する事務

(4) 浜田市営住宅駐車場の管理に関する事務

4 浜田市に代わって市営住宅又は共同施設の管理を行う期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの期間